

## 「統計法施行規則の一部を改正する省令案」及び 「総務省告示（委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係 る依頼書等の様式を定める件）の一部改正案」について（概要）

### 1 趣旨

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において「セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、（略）オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討」を行うこととされたことを受け、有識者会議等における検討を踏まえ、オーダーメイド集計の要件緩和並びにオーダーメイド集計及び匿名データの利用手続等の見直しを行うため、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）及び平成 21 年総務省告示第 457 号（委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件）について、所要の規定の整備を行う。

### 2 改正等の内容

#### （1）オーダーメイド集計の要件緩和

「統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること」を「統計成果物を研究の用に供すること」に改め、「統計成果物を用いて行った学術研究の成果」が公表されることを「研究の成果」又は「統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要」が公表されることに改める。

#### （2）オーダーメイド集計及び匿名データの利用手続等の見直し

利用者の利便性の向上や審査事務の効率化等のため、法人による利用の場合の本人確認手続について、法人の代表者の生年月日等の申出書の記載や証明書の提出を不要とするといった手続の見直しを行い、それに伴う省令及び告示の必要な改正を行う。

### 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行予定